

社会福祉法人 武蔵村山正徳会
サンシャインホーム ケアマネジメントセンター
居宅介護支援重要事項説明書

1 センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 042-520-0180
担 当 主任介護支援専門員 1名
介護支援専門員 6名以上

*午前8:30~午後5:30まで
*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 サンシャインホーム ケアマネジメントセンターの概要

(1) センターの名称及びサービス提供地域等

事業所名	サンシャインホーム ケアマネジメントセンター
所在地	東京都武蔵村山市伊奈平4-10-2
介護保険指定番号	居宅介護支援 東京都 第1374900015号
サービスを提供する地域	武蔵村山市・立川市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) センターの職員体制

	常勤	非常勤
管 理 者	1名	
主任介護支援専門員	1名	
介護支援専門員	6名以上	
事 務 員		1名

令和元年10月1日現在

(3) 営業時間

月曜日~土曜日	午前8:30~午後5:30
---------	---------------

*12月30日より1月3日までは年末年始休業

*電話等により、24時間常時連絡が可能な体制

緊急連絡電話 042-520-0180

3 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ・まずは、お電話等でお申し込みください。センター職員がお伺いします。
- ・ご利用者等は複数の事業所の紹介を求める事が可能です。
- ・ご利用者等は当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。
- ・契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。
- ・介護認定が確定前、サービス利用を希望される場合等は、サービス利用後の契約締結になります。

(2) 利用料金

基本料金の他に契約書別紙のとおり加算料金が発生することがあります。ただし、基本料金及び加算料金ともに介護保険給付が支払われる場合、ご利用者の自己負担ありません。

(3) サービスの終了

- ① ご利用者又は代理人のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申し出下されればいつでも解約できます。
ただし、中途解約の場合契約書第12条1のサービス提供基本料金を頂きます。
- ② センターの都合でサービスを終了するとき
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。そのときは、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約は終了となります。
 - ・ ご利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、要支援1～2及び非該当（自立）と認定されたとき
 - ・ 最後にサービス利用した月の翌月から2ヶ月間、サービス利用が無かったとき
 - ・ ご利用者がお亡くなりになったとき

4 センターの居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

要介護認定を受けられた高齢者及びそのご家族が安心して生活を営む事がきることを目的とし、高齢者が明るく・自由に・楽しく・尊厳を持って生きることを介護保険法令に従い公平・中立な立場で支援します。特に認知症の方にも支援を惜しみません。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	お申し出ください
調査（課題把握）の方法	有	MDS-HC 2.0
介護支援専門員への研修の実績	有	内外の研修実施・参加
契約中止と解約料	有	基本契約書による

- ① 医療系サービスを希望する場合等は、主治医の意見を求め、医師等に対してケアプランを交付する事に同意します。
- ② 入院時は、医療機関との連携を円滑にする為、入院先医療機関に担当ケアマネジャーの氏名等をお伝え下さい。

- ③ ターミナルケアマネジメント加算を算定する場合には、ご利用者やご家族に対してターミナルケアマネジメントについての説明を行い、その内容に対してご利用者やご家族に同意を得る必要があることになっており、ケアマネジャーより下記の説明を受け、ご利用者やご家族の意向に沿った内容であることを確認し、同意いたします。（本重要事項説明書への説明同意をもって同意していただいたことといたします）

以下の行為をケアマネジャーが実施することに同意します。

- ・ターミナル期にケアマネジャーが通常よりも頻回に訪問すること。
- ・ケアマネジャーは状態変化やサービス変更の必要性を把握すること。
- ・把握した心身の状況等の情報を記録すること。
- ・把握した心身の状況等を主治の医師等やケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供すること。
- ・必要に応じて主治医等に病状等に関する指示を受けること。

5 賠償責任

- (1) センターは、サービスの提供にともなって、センターの法的根拠のある責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、ご利用者に対してその損害を賠償します。
- (2) ご利用者・代理人及びその他のご家族は、サービスの利用にともなって、ご利用者・代理人等の責めに帰すべき事由により、センターの運営・財産等に損害を及ぼしたとき、同職員の生命・身体・財産に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償します。

6 秘密保持

- (1) センター及び同職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者・代理人およびその他のご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) ご利用者又は代理人は、ご利用者の居宅サービス計画作成のため、他のサービス事業者・サービス提供者・サービス担当者会議においてご利用者・代理人及びその他のご家族の個人的情報を用いることに同意します。
- (3) 介護サービス事業所等からのモニタリング情報等を主治医・歯科医師・薬剤師等に情報伝達する事に同意します

7 サービス内容に関する苦情

- ① センターご利用者相談・苦情担当
センターの居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

② 介護保険相談・苦情係

担当者	理事長	笹本	悦弘
	副理事長	笹本	文子
電話	042-531-3741		

③第三者委員
担当者 板垣 力 板垣税務会計事務所
電 話 042-572-0803

澤田 直宏 希望法律事務所
電 話 042-528-8131

④その他
市民総合センター 高齢福祉課 電話042-590-1233
東京都国民健康保険団体連合 電話03-6238-0177

8 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 武蔵村山正徳会
代表者役職・氏名 理事長 笹本 悦弘
本部所在地 東京都武蔵村山市伊奈平4丁目10番地の2
電話番号 042-531-3741

定款の目的に定めた事業

第一種社会福祉事業 特別養護老人ホーム	サンシャインホームの設置経営 サンシャインホームⅡの設置運営
第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業	サンシャインホーム デイサービス センター
老人デイサービスセンター	緑が丘高齢者在宅サービスセンター 村山団地デイサービスセンター
老人短期入所事業 認知症対応型高齢者 共同生活援助事業	サンシャインホーム サンシャインホーム
老人居宅介護等事業	サンシャインホームヘルパーステー ション
障害福祉サービス事業	居宅介護 サンシャインホームヘル パーステーション
移動支援事業	サンシャインホームヘルパーステー ション
保育所	つむぎ保育園
公益を目的とする事業 居宅介護支援事業	サンシャインホーム ケアマネジメ ントセンター
地域包括支援センター	武蔵村山市緑が丘地域包括支援セン ターの受託経営
シルバー交番事業	武蔵村山市村山団地高齢者みまもり 相談室の受託経営
介護職員初任者研修事業	

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	2カ所
通所介護	3カ所
高齢者グループホーム	1カ所
短期入所生活介護	1カ所
訪問介護	1カ所
保育所	1カ所
居宅介護支援事業者	1カ所
介護予防支援事業者	1カ所
シルバー交番事業	1カ所

令和 年 月 日

居宅介護支援にあたり、ご利用者及び代理人に対して本書面及び別紙に基づいて重要な事項を説明しました。

サービス提供者

所在地 東京都武蔵村山市伊奈平4-10-2

名称 サンシャインホーム ケアマネジメントセンター

説明者 介護支援専門員 _____ 印

私は、契約書、契約書別紙及び本書面により、サービス提供者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

ご利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印